

## 源泉所得税の徴収漏れおよび対応について

### 1 経緯

一部の所属において、源泉所得税の徴収漏れの事例があったため、全庁において自己点検を実施した。

### 2 自己点検の概要

- (1) 対象機関 源泉徴収義務者である滋賀県知事の所管する所属（知事部局、教育委員会、警察本部等の全所属）
- (2) 実施期間 平成30年8月22日～8月31日
- (3) 対象期間 平成25年11月1日～平成30年7月31日（支出分）
- (4) 調査内容 測量士、不動産鑑定士、デザイナーなど所得税法第204条に掲げる業務等の報酬または料金に係る源泉所得税

### 3 自己点検結果および対応

#### (1) 徴収不足額等

源泉所得税不足額	延滞税	不納付加算税	納付額合計
1,284千円	21千円	65千円	1,370千円

- (2) 県は所轄税務署に源泉所得税不足額、延滞税および不納付加算税を納付する。
- (3) 県は該当する事業主に謝罪し、源泉徴収すべきであった所得税相当額の県への納付をお願いする。

### 4 源泉徴収漏れの要因

個人事業主を事業所名などから源泉徴収の必要がない「法人」とであると誤認したこと。  
予算科目が委託料などで、源泉徴収の必要がないものと誤認したこと。

### 5 再発防止策

- (1) 今後、支出負担行為決議時の書面の欄外に「源泉徴収必要」または「源泉徴収不要」と朱書きし、支出命令決議時に再度確認を行うことで、審査時のチェックの徹底を図る。
- (2) 毎月、会計管理局において、徴収漏れ・納付漏れデータを出力し、各所属に提供して、適正処理の徹底を図る。
- (3) 個人事業主の適正な支出処理の確保のため、財務会計システムにおいてエラー表示などができるようシステム改修し、点検を強化する。
- (4) 源泉徴収研修会の開催と周知徹底を図る。